2013 いばらきまつり 特設屋外ステージタイムスケジュール

時間	イベント内容	出演団体等
10:00 ～	開会宣言	合図花火①
10:05 ～	オープニング「Heart to Heart ～感謝の心を込めて～」	桜丘中学校吹奏楽部
10:30 ～	ＨＡＰＰＹ　ＨＡＬＬＯＷＥＥＮ！	正美幼稚園
10:45 ～	心に響け！ふじ 山びこ太鼓！！	ふじ保育園
11:05 ～	キャラクターショー　part Ⅰ	獣電戦隊キョウリュウジャー
11:45 ～	ご当地アイドルミニライブ part Ⅰ	水戸ご当地アイドル（仮）&いわきアイくるガールズ
12:30 ～	主催者あいさつ	合図花火②
13:00 ～	模擬上棟式（ちびっこまきもち同時開催）	来場者参加
13:30 ～	NUMASAKI 元気キッズ 37	沼前幼稚園
13:45 ～	みんなで踊ろう‼茨城町音頭	来場者参加
14:00 ～	しじみカレー早食い競争（午前 10 時より本部テントにて受付）	来場者参加
14:20 ～	キャラクターショー　part Ⅱ	獣電戦隊キョウリュウジャー
15:00 ～	ご当地アイドルミニライブ part Ⅱ	いわきアイくるガールズ
15:30 ～	コーラ早飲み競争　（午前 10 時より本部テントにて受付）	来場者参加
15:50 ～	ビンゴゲーム大会　（ビンゴカードは午前 10 時から本部テントにて 1 枚 100 円で販売します）	来場者参加
16:30 ～	カッコよく！ Let's　dancing‼	Fairykids&Angelkids
16:50 ～	～１人でも多くの人たちに元気と勇気を届けよう～	YES BAND
17:30 ～	フィナーレ花火（約 10 分間）	特設会場
18:00 ～	閉会宣言（来場者の状況によります。）	

※進行の状況により時間が前後する場合があります。予めご了承ください。

〈会場案内図〉

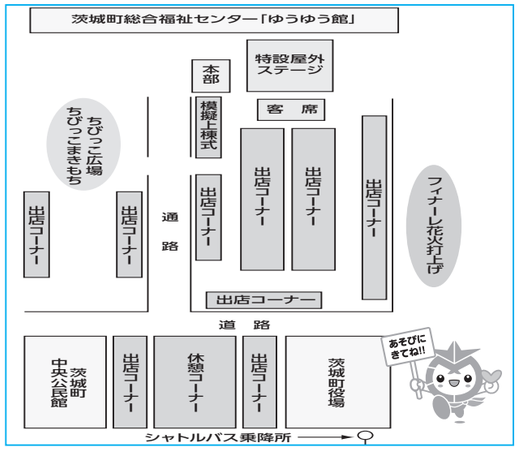

〈駐車場のご案内〉

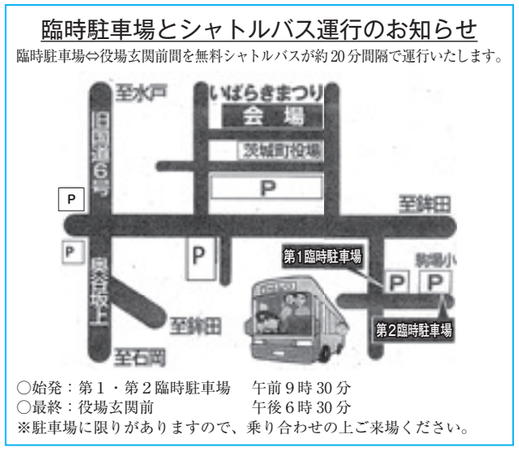

【問合せ先】地域産業課　☎２４０－７１２４（直通）

軽自動車・バイク・原付の登録、廃車、名義変更はお済みですか？

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に、その年度分の税金が課せられます。

そのため、４月２日以降に廃車してもその年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。同様に、４月２日以降に名義変更をしても、税金は前の所有者にかかります。

「他人に譲った」「以前から放置してある」「盗難にあった」などの事情があっても、廃車や名義変更などの手続きをしないといつまでも課税されます。左記の場所で速やかに手続きを行ってください

車の種類	必要なもの		手続き場所
原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車 農耕作業車	廃車	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑	茨城町税務課（６番窓口） 茨城町小堤 1080 ☎ 029-292-1111
	名義変更	標識交付証明書、譲渡証明書、印鑑	
軽自動車 (660cc までの三・四輪車)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会　茨城事務所 茨城町若宮 887-59 ☎ 029-293-9989
二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		関東運輸局　茨城運輸支局 水戸市住吉町 353 ☎ 050-5540-2017

軽自動車税の減免制度

障害のある方のために使用する場合の減免

心身に障害のある方が使用する軽自動車、もしくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税を減免する制度があります。

なお、減免できる自動車は１台です。普通車（県税）で減免を受ける場合は、軽自動車は該当になりませんのでご注意ください。

※18歳以上の身体障害者の方の場合は、本人所有の軽自動車に限ります。

※平成26年３月31日までに身体障害者手帳等の交付を受けた場合は、平成26年度軽自動車税から減免対象となります。詳しくはお問い合わせください。

●減免を受けることができる障害の程度

	障害の区分		本人が運転する場合	生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害		１級～４級	
	聴覚障害		２級、３級	
	平衡機能障害		３級	
	音声機能障害（こう頭摘出の場合に限る） (音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害)		３級	－
	上肢不自由		１級、２級	
	下肢不自由		１級～６級	１級～３級
	体幹不自由		１級～３級、５級	１級～３級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級、２級	
		移動機能	１級～６級	
	心臓・じん臓・呼吸機能障害		１級、３級	
	ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		１級～３級	
	免疫機能障害		１級～３級	
	肝臓機能障害		１級～３級	
療育手帳			Ａ又はⒶ	
精神障害者保健福祉手帳			１級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

※自動車税の減免手続きについては、水戸県税事務所へお問い合わせください。
（☎０２９－２２１－６７６８）

【問合せ先】税務課　☎２４０－７１１４（直通）　内線１３４